

砂川市訓令第46号

令和4年8月12日

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少や、原油価格の高騰等により燃料費等の支出が増大している中小企業者を支援するため中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 燃料費等 重油、ガソリン、軽油、灯油、LPガス、プロパンガス及び電気に係る経費をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、市内の中小企業者のうち、北海道による道内事業者等事業継続緊急支援金（以下「道支援金」という。）の給付決定を受けている者とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とし、1中小企業者につき1回限りの交付とする。

- (1) 基本額 法人の場合は10万円、個人事業主の場合は5万円とする。
- (2) 加算額 令和4年1月から7月までのうち任意の2か月に使用した燃料費等の合計額から前年同月に使用した燃料費等の合計額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は20万円のいずれか低い額とする（その金額が1万円に満たないときは支給しない。）。ただし、北海道による緊急事態措置協力支援金を受けるために休業した日がある月の燃料費等の合計額を計算する場合においては、当該合計額から1日当たりの燃料費等を算出し、その額に当該休業した日数を乗じて得た額を加えることとする。

(申請及び支給の方式)

第5条 給付金の支給を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、次に掲げる書類を添付の上、郵送又は持参において申請を行うこととする。

- (1) 道支援金の給付決定通知の写し
- (2) 砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (3) 給付金の振込口座情報がわかる通帳の写し等の書類

(4) 燃料費等が確認できる書類（加算額の支給対象となる場合）

2 給付金は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。

(申請受付期間)

第6条 給付金の申請受付期間は、令和4年8月15日から令和5年1月31日までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給を決定したときは、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知の上給付金を支給するものとし、不支給を決定したときは、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金不支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業の周知)

第8条 市長は、本事業の実施に当たり、対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、給付金の支給決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金があるときは、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他交付することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年8月15日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の申請を行った者に係る同条第2項及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別記第1号様式（第5条関係）

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金申請書

年 月 日

砂川市長様

郵便番号

所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

— —

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金の支給を受けたいので、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 _____ 円

基本額 法人（10万円） 個人事業主（5万円）

※該当する方にチェックしてください。

加算額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 道支援金の給付決定通知の写し
- (2) 砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (3) 給付金の振込口座情報がわかる通帳の写し等の書類
- (4) 燃料費等が確認できる書類（加算額の支給対象となる場合）

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金の申請にあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 給付金の支給後、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金事業実施要綱第 9 条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、支給を受けた給付金を返還することを承諾します。

年 月 日

所在地

代表者氏名（自署又は記名押印）

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金については、砂川市中小企業原油価格高騰等緊急支援給付金事業実施要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由